

富 里 市

住宅リフォーム費補助金のご案内

《令和7年度版》



富里市役所 都市建設部 都市計画課

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地 1

TEL 0476(93)5148

富里市住宅リフォーム費補助金について



住宅環境の向上と市内産業の活性化を図るため、市内施工業者により住宅のリフォームを行う場合、予算の範囲内で住宅リフォームに要する費用の一部を補助します。

補助金は予算額に達した時点で終了となります。

1. 申請ができる住宅

- ・市内にある建築後1年以上経過した住宅(対象は個人所有の住宅部分のみ)

2. 申請できる方

- ・富里市に住民登録のある方。
- ・申請者はリフォーム工事を行う住宅を所有し、現に居住していること。
- ・申請者を含む世帯全員が市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。
- ・施工後の住宅に10年以上継続して居住する方。

3. 補助対象工事

- ・床面積を増加させずに住宅機能の維持及び向上のために行う修繕、改築、模様替え。
 - ・市税を完納している富里市内に本店を有する法人、又は住所のある個人事業主が行うリフォーム工事。
 - ・申請ができる範囲として、工事金額（消費税を除く）が20万円以上の工事から申請可能。1件の住宅につき、補助金は10万円まで。また、同一箇所の工事は1回限り。
 - ・工事完了後1か月以内に実績報告書の提出ができること。
- (注：令和8年1月中に対象工事が完了する場合、当月末までの報告が必要です。)

4. 補助対象外工事

P5に例示があります。

- ・外構工事（門・門扉・塀・生垣）、住宅に付随しない工事（カーポート・物置・スロープの設置）、器具・設備（太陽光発電・ボイラー・冷暖房設備・浄化槽・床下換気扇・アンテナ等）の設置工事。シロアリ駆除等 ★住宅と関係の無い工事は対象外です。

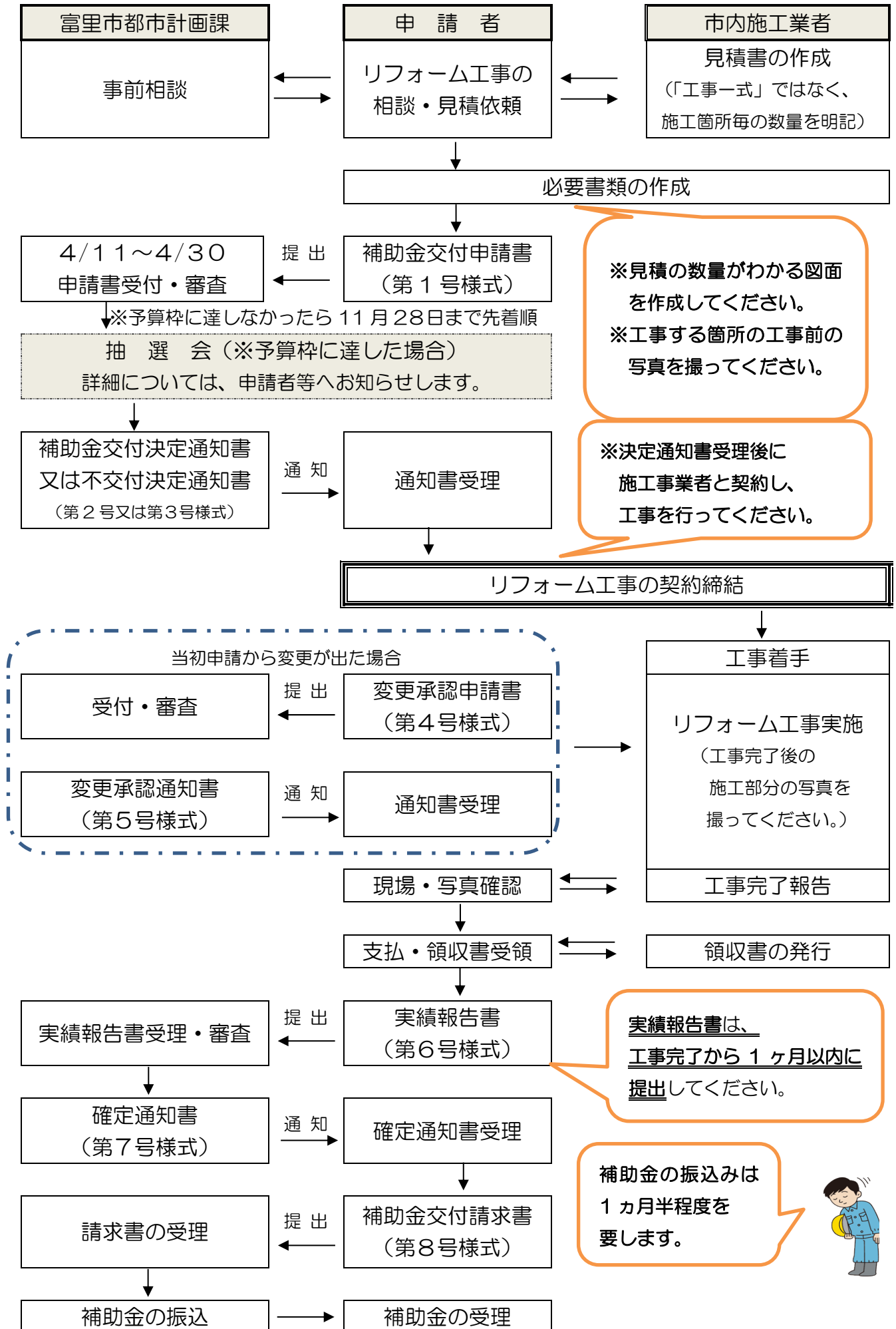
5. 補助金の額

- ・リフォーム工事に要する費用の10分の1以内の額（千円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。）で、限度額は10万円。

6. 補助金の申請

- ・補助金の申請は、富里市役所都市計画課で受付します。
4月11日から4月30日の期間で受け付けます。※先着順ではありません。
（交付決定前に工事契約している場合は補助対象になりません。）

住宅リフォーム費補助金申請の流れ



住宅リフォーム費補助金申請チェックリスト

*申請をする前に補助制度の利用が可能か確認してください。

- ☐申請をしたい工事は、既に工事の契約済み、着工済みのものではありませんか。
(本制度を利用して住宅リフォーム工事を行う場合、手続きを進めていくスケジュール上、着工可能時期は、早くとも同年5月末頃からとなりますが、問題はありませんか。)
- ☐富里市に住民登録をしていますか。
- ☐申請者はリフォーム工事をする住宅を所有し、現に居住していますか。
- ☐申請者を含む世帯の全員が、市税等を完納していますか。
(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)
- ☐施工後の住宅に10年以上継続して居住する予定ですか。
- ☐床面積を増加させずに行う修繕・改築・模様替えの工事ですか。
- ☐過去に同一箇所の工事で補助金を受けていませんか。
- ☐住宅に関係ない工事ではありませんか。(塀・車庫・太陽光発電・冷暖房工事など)
- ☐工事施工者は、市税等を完納している富里市内に本店を有する法人、又は住所のある個人事業主ですか。
- ☐工事金額は20万円(消費税を除く)以上ですか。
- ☐申請をしたい工事は、翌年の1月末日までに完了するものであり、実績報告書の提出ができる内容ですか。
- ※国のリフォーム費補助事業と市のリフォーム費補助事業の併用は不可になります。

*交付申請書を提出するのに必要な書類が揃っているか確認してください。

- ☐富里市住宅リフォーム費補助金交付申請書(第1号様式)
- ☐添付一覧表でチェック
- ※交付申請書の添付書類一覧 1、2、9、10は同意書があれば添付不要です。

*変更承認申請書を提出するのに必要な書類が揃っているか確認してください。

- ☐富里市住宅リフォーム費補助金交付申請書(第4号様式)
- ☐添付一覧表でチェック

*実績報告書を提出するのに必要な書類が揃っているか確認してください。

- ☐富里市住宅リフォーム費補助金実績報告書(第6号様式)
- ☐添付一覧表でチェック

*補助金請求書を提出するときに誤りがないか確認してください。

- ☐富里市住宅リフォーム費補助金交付請求書(第8号様式)
- ☐振込先は、交付決定者名義の口座ですか。(フリガナも確認してください。)
- ☐交付請求書の日付は、確定通知後の日付になります。

※不明な点は、お問い合わせください。

都市計画課 宅地建築班 0476-93-5148



添付書類一覧

交付申請書（第1号様式） ※1、2、9、10の添付書類は、同意書があれば添付不要です。		確認
1	世帯全員に係る住民票の写し	
2	世帯全員に係る市税（国民健康保険税を含む）の滞納がないことを明らかにする書類	
3	申請者が住宅を所有していることを証明できるもの（下記の内いずれか1つ） 《登記事項証明書、納税通知書、固定資産課税台帳（名寄帳）》の写し	
4	リフォーム工事前の状況を明らかにする写真	
5	リフォーム工事の見積書の写し	
6	リフォーム工事の内容を明らかにする図面等	
7	施工業者が市内に本店を有する法人又は個人事業主であることを証明できるもの（法人登記の写し、個人事業主の場合は住民票の写しなど）	
8	施工業者の市税の滞納がないことを明らかにする書類 （施工業者が富里市納税課で「未納のない証明」を取得し、その写しを添付）	
9	次に掲げるいずれかの書類（リフォーム工事を行う個人住宅又は併用住宅の所在地が、市街化調整区域内に所在する場合に限る。）	
	ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為許可通知書の写し	
	イ 都市計画法第43条第1項の規定による許可通知書の写し	
	ウ 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による改正前の都市計画法第43条第1項第6号の規定による既存宅地確認通知書の写し	
	エ 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条に規定する開発行為又は建築に関する証明書の写し	
10	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認済証の写し	
11	その他市長が必要と認める書類（申請手続き等を第三者に委任する場合は委任状、住宅が共有名義の場合は共有者の同意書など）	
変更承認申請書（第4号様式）※変更がある場合		確認
1	変更する内容がわかるもの（金額が変わる場合は見積書と図面など）	
実績報告書（第6号様式）		確認
1	契約書の写し	
2	領収書の写し	
3	住宅リフォーム工事後の状況を明らかにする写真 （できる限り申請時と同じアングルで取ってください）	
4	その他市長が必要と認める書類	

《富里市住宅リフォーム費補助金の対象・対象外工事の例》

住宅リフォーム費補助金は住宅機能の維持及び向上のために行う、修繕・改築・模様替えが補助対象です。

☆増築・設備工事・外構工事等は、補助対象にはなりませんので、注意してください。

番号	工 事 内 容	適 否
1	屋根の修繕（例：葺き替え・塗装）	○
2	外壁の修繕（例：張替え・塗装）	○
3	雨樋の修繕・取り替え	○
4	壁紙・床の張替え等の内装工事	○
5	根太・大引き等の床組みの補修	○
6	建具（ドア・ふすま・障子・窓・雨戸・戸袋等）の修繕	○
7	バルコニー・ベランダの修繕	○
8	バリアフリー改修工事（例：手すりの設置・段差の解消など）	○
9	浴室・台所・トイレ等の水回りの改修工事	○
10	居室の模様替え（例：和室を洋室へ）	○
11	間取りの変更	○
12	窓・天井・床の断熱改修	○
13	補助金の対象となる内部工事に関連して行うスイッチ、コンセント、配線等の電気工事（スイッチ等だけの改修は対象外）	○
14	併用住宅の店舗等の部分を居室へ模様替え	×
15	離れの修繕・改築・模様替え	×
16	ボイラー・給湯機の設置	×
17	井戸の設置、改修	×
18	冷・暖房設備の設置	×
19	防犯装置（監視カメラ・ライト等）・火災報知機の設置	×
20	テレビドアホン・換気扇・ロスナイの設置	×
21	ホームエレベーターの設置	×
22	太陽光発電装置等の設置	×
23	合併浄化槽の設置	×
24	家電・照明器具等の取付	×
25	バルコニー・ベランダの設置	×
26	門・門扉・塀・フェンス・生垣等の外構工事	×
27	カーポート・物置等の設置	×
28	ハウスクリーニング・排水管清掃等	×
29	家具・電気機器・シェータン・カーテン等の購入	×
30	シロアリ駆除	×



【補助金の例】

補助金は20万円以上の工事費（消費税及び地方消費税を除く）が対象となります。
補助率は10分の1以内（千円未満切捨て）で、限度額は10万円です。

例1) 100万円未満（消費税及び地方消費税を除く）の工事の場合

190,000 円（工事費）×10/100（補助率）=19,000 円⇒ 0 円（補助金）

＊工事費が20万円未満のため

例2) 100万円未満（消費税及び地方消費税を除く）の工事の場合

600,000 円（工事費）×10/100（補助率）=60,000 円（補助金）

例3) 100万円以上（消費税及び地方消費税を除く）の工事の場合

1,500,000 円（工事費）×10/100（補助率）=150,000 円

⇒100,000 円（補助金）＊限度額が10万円のため

例4) 併用住宅（住宅80%、店舗等20%）で工事費が70万円の場合

700,000 円（工事費）×80/100（按分）=560,000 円（住宅部分の工事費）

560,000 円（工事費）×10/100（補助率）=56,000 円（補助金）

＊店舗等の部分は補助対象外のため

例5) 併用住宅（住宅40%、店舗等60%）で工事費が280万円の場合

2,800,000 円（工事費）×40/100（按分）=1,120,000 円（住宅部分の工事費）

1,120,000 円（工事費）×10/100（補助率）=112,000⇒100,000 円（補助金）

【その他】

1. リフォーム工事に変更が生じた場合

都合により工事内容を変更しようとする場合や工事が終わらず期間が延長になる場合は、速やかに都市計画課に相談してください。

＊天候等により工事が予定通りに進まないことがあります。工事期間には余裕を持って申請してください。

2. 住宅リフォーム等に関する相談について

住宅の品質確保の推進に関する法律（平成11年法律第81号）に基づき、消費者の利益の保護と住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする法人として、「公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター（愛称：住まいるダイヤル）」が指定を受けています。

住まいるダイヤルは、全国どこからでも市内通話料金で利用できるナビダイヤルを導入し、住宅全般についての相談を、建築士の資格を有する相談員が電話で対応します。

＊住宅に不具合があった場合、その想定される原因や調査方法について

＊住宅に関する法制度や助成制度などの知見について

＊リフォーム工事の見積書の見方の分からない消費者を支援するため、リフォーム工事の見積に関する質問や相談について

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

電話相談窓口 ナビダイヤル 0570-016-100

PHS や一部の IP 電話からは 03-3556-5147

<http://www.chord.or.jp/>

10:00～17:00（土・日・祝・休日・年末年始を除く）